

議案第107号

藤岡市市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例及び土地改良法の規定に基づく特別徴収金の賦課徴収に関する条例の一部改正について

藤岡市市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例及び土地改良法の規定に基づく特別徴収金の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成29年11月29日提出

平成29年11月29日可決

藤岡市長 新井利明

藤岡市条例第 号

藤岡市市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例及び土地改良法の規定に基づく特別徴収金の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

(藤岡市市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正)

第1条 藤岡市市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例(昭和49年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第2条第3項に規定するものを除く」を「第3項に規定するものを除く。」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条第3項中「第113条の2第2項」を「第113条の3第3項」に、「割りふって」を「割り振って」に、「伴ない」を「伴い」に改める。

第3条第1項中「便宜を」を「便宜に」に、「当り」を「当たり」に改める。

第4条中「第49条」を「第87条の5第1項」に改める。

第5条中「天災、その他」を「、天災その他」に、「除く」を「除く。」に改める。

(土地改良法の規定に基づく特別徴収金の賦課徴収に関する条例の一部改

正)

第2条 土地改良法の規定に基づく特別徴収金の賦課徴収に関する条例（昭和49年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第113条の2」を「第113条の3第3項」に改める。

第3条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「一般的」を「一時的」に改める。

第5条第1項中「1に」を「いずれかに」に、「第4条」を「前条」に改める。

第7条第1項中「、その他」を「その他」に、「かかる」を「係る」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。